

1. 第二次検定のみ受検資格と提出書類等

第二次検定のみ受検申込ができるのは、(1)検定区分資格と(2)新規受検申込者の受検資格を同時に満たす方です。(再受検申込者はP13をご覧ください。)

(1) 検定区分資格と提出書類【①～③のいずれか】

① 技術士法による技術士の第二次試験のうちで技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門とするものに限る）の合格者

② (令和2年度までの) 2級電気工事施工管理技術検定の学科のみ試験による合格者
 学科試験の合格通知書に記載されている有効期間内で連続する2回の試験を第二次検定のみ受検とすることができます。ただし、合格年度によって有効期間が延長される場合があります。(A)参照。

(A) 平成27年度以前の合格者

・進学により有効期間が延長される場合があります(下表参照)。

学科試験の受検資格	当初の有効期間	有効期間が延長されるケース
短期大学・高等専門学校の指定学科 (卒業見込又は卒業後2年以内)	短期大学・高等専門学校 卒業後5年以内 【昨年度迄で有効期間が満了】	大学の指定学科へ進学し卒業した場合に有効期間を1年延長
高等学校の指定学科 (卒業見込又は卒業後3年以内)	高等学校卒業後6年以内	・大学の指定学科へ進学し卒業した場合に有効期間を2年延長 ・短期大学等の指定学科へ進学し卒業した場合に有効期間を1年延長

(B) 平成28～令和2年度までの合格者

学科試験の合格通知書に記載されている有効期間内で連続する2回の試験を第二次検定のみ受検とすることができます。(A)と異なり、有効期間が延長されることはありません。

③ (令和3年度以降の) 2級電気工事施工管理技術検定の第一次検定合格者

・有効期間や受検回数の制限はありません。

検定区分資格の提出書類 ～検定区分資格に応じて以下の書類が必要です～

①: 技術士合格証のコピーまたは登録証のコピー

②(A): 学科試験合格通知書のコピーと卒業証明書(原本)

・学科試験の受検資格とした学歴の卒業証明書が必要です(履修条件付の場合、履修証明書又は成績証明書も必要)。

・進学によって学科試験合格の有効期間が延長される場合は、進学先の卒業証明書も必要です。

・下表「受検資格に応じて提出する書類」と同じ卒業証明書の場合は1通で結構です。

②(B): 学科試験合格通知書のコピー

③: 2級電気工事施工管理技術検定第一次検定の合格証明書のコピーまたは合格通知書のコピー

(2) 新規受検申込者の受検資格と提出書類【実務経験についてはP6参照】

区分	学歴または資格	電気工事施工管理に関する実務経験年数(注2)		新規受検申込者の提出書類	
		指定学科(注1)	指定学科以外	受検資格に応じて提出する書類	受検資格に関わらず全員が提出する書類
イ	大学・専門学校の「高度専門士」	卒業後1年以上の実務経験を有する者	卒業後1年6ヶ月以上の実務経験を有する者	卒業証明書(原本) (卒業式でもらう卒業証書の原本不可、コピーも不可) 詳細はP14を参照してください。 高度専門士、専門士の場合には、卒業証明書に加えて、その称号が付与されていることを確認できる書類も提出してください。なお、卒業証明書に高度専門士または専門士の記載があれば、卒業証明書だけで結構です。 【高度専門士、専門士については、卒業校にご確認ください。】	受検申請書(A票) ・記入例P16～17を参照してください。 実務経験証明書(B票) ・受検資格を満たすために実務経験年数の証明が必要な方は、すべて正しく作成してください。 ・P6～11、記入例P18～19を確認してください。 B票は、受検資格の有無を判断するための最も重要な書類です。適正に作成してください。 住民票(原本)(または住民票コード) ・詳細はP14を確認してください。 証明写真(パスポート用証明写真) ・A票に貼付してください。 ・P15、記入例P17を確認してください。 受検手数料(¥6,600)の振替払込受付証明書 ・同封の指定用紙を使用し、受検申請者名で個人別に払い込みし、A票上部の貼付欄にのりづけしてください。 検定区分資格の提出書類(上表)
	短期大学・高等専門学校(5年制) 専門学校の「専門士」	卒業後2年以上の実務経験を有する者	卒業後3年以上の実務経験を有する者		
	高等学校・中等教育学校(中高一貫校) 専門学校の専門課程	卒業後3年以上の実務経験を有する者	卒業後4年6ヶ月以上の実務経験を有する者		
	その他(最終学歴問わず)	8年以上の実務経験を有する者			
ロ	電気事業法による第一種、第二種または第三種電気主任技術者免状の交付を受けた者	1年以上の実務経験を有する者 (交付後ではなく通算の実務経験年数です)		電気主任技術者免状のコピー	
ハ	電気工事士法による第一種電気工事士免状の交付を受けた者	実務経験は問いません		第一種電気工事士免状のコピー 以下の書類は不可 ・第一種電気工事士試験合格証書 ・第一種電気工事士講習修了証 ・高圧電気工事技術者試験合格証書	
ニ	電気工事士法による第二種電気工事士免状の交付を受けた者(旧電気工事士も含む)	1年以上の実務経験を有する者 (交付後ではなく通算の実務経験年数です)		第二種電気工事士免状のコピー	

注意事項

注1 指定学科については、P4～5、P28以降をご覧ください。

注2 実務経験年数等について

・詳細は、P6～をご覧ください。実務経験証明書の記入例は、P18～19をご覧ください。

・受検資格上の内容を確認するため、当方が指定する書類を、後日追加提出していただく場合があります。

・夜間部(第二部) 卒業者の実務経験年数は、P11をご覧ください。

・大学院修了の方の実務経験年数は、修了年月日以降の経験年数を計算してください。

・平成27年度以前の学科試験のみ受検合格者の区分で申し込む場合、学科試験のみ受験時に受検資格とした学校を卒業する前の実務経験は含めることができません。

注3 その他

・日本国外での最終学歴や実務経験については、P11～12を参照してください。

・卒業証明書、資格証明書に記載されている氏名が現在と異なる場合は、戸籍抄本を添付してください。

・大学から「飛び入学」で大学院へ進学した方は、受検資格について個々に審査を受け、国土交通大臣認定を受ける必要があります。

・専門職大学前期課程修了者は、短期大学卒業と同等です。修了証明書(原本)を添付してください。

・高等学校卒業程度認定試験(旧・大学入学資格検定)の合格者は、高等学校指定学科以外の卒業と同等です。合格証明書(原本)を添付してください。

・すでに合格済みの方は、再度、受検申込はできません。

■ 学歴が指定学科に該当しているかを確認する

ご自分の卒業した学科が、指定学科に該当しているかどうかを次の手順で確認してください。

I 大学 短期大学 5年制高等専門学校 高等学校

- ① P29【表1】を確認→卒業した学科が【表1】にあれば指定学科です。
- 【表1】に無かった
- ② P29～45【表2】を確認→卒業した学校・学科が【表2】にあれば指定学科です。
- 【表2】にも無かった
- ③ 卒業した学科は指定学科以外です。

①～③のいずれかに該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に
卒業証明書（原本）を添付してください。

II 5年制高等専門学校の専攻科

- ① P45～46【表3】[短大・高等専門学校(5年制)]を確認。
→卒業した学校・学科、専攻科が【表3】の記載と一致していれば、大学の指定学科として取り扱います。
- 【表3】に無かった
- ①に該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に
・高等専門学校の卒業証明書（原本）
・専攻科の修了証明書（原本）
の両方を添付してください。
- ② 5年制高等専門学校の学歴で判定します。Iの方法で確認してください。

III 高等学校の専攻科

- ① P47【表4】[高等学校]を確認。
→卒業した学校・専攻科が【表4】にあれば短期大学の指定学科として取り扱います。
- 【表4】に無かった
- ①に該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に
高等学校専攻科の修了証明書（原本）を添付してください。
- ② 高等学校の学歴で判定します。Iの方法で確認してください。

指定学科の表中に“(※履修条件有り)”と付記されている学校・学科については、履修条件を満たしている場合に限り指定学科として取り扱います。この場合は、卒業証明書と一緒に成績証明書または履修証明書を添付していただく必要があります。履修条件については、本財団ホームページにてご確認ください。www.fcip-shiken.jp

卒業証明書とは

卒業したことの証明が必要になったときに、その都度、卒業校に依頼して発行してもらおう書類のことです。卒業式でもらう卒業証書とは別の書類です。(修了証明書も同様です。)

IV 専門学校

- ① P46【表3】[各種学校]、P48～51【表5】、P51【表6】を確認。
→卒業した学校・学科が表の中にあれば指定学科です。
【表3】と一致すれば大学の指定学科
【表5】と一致すれば短期大学の指定学科
【表6】と一致すれば高等学校の指定学科 } として取り扱います。
- 【表3】【表5】【表6】に無かった
- ①に該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に
専門学校の卒業証明書（原本）を添付してください。
- ② 卒業した学科が、「高度専門士」または「専門士」の称号が付与される学科だった場合は、次のように取り扱います。
→卒業した学科がP29【表1】の中にあれば指定学科です。
高度専門士は大学の指定学科 } として取り扱います。
専門士は短期大学の指定学科 }
→卒業した学科がP29【表1】の中に無ければ指定学科以外です。
高度専門士は大学の指定学科以外 } として取り扱います。
専門士は短期大学の指定学科以外 }
- 高度専門士・専門士ではない
- ②に該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に
・専門学校の卒業証明書（原本）
・「高度専門士」または「専門士」の称号が付与されていることを確認できる書類 (※)
の両方を添付してください。
- ※卒業証明書に「高度専門士」または「専門士」の記載があれば卒業証明書だけでかまいません。もし記載されていない場合は、卒業校に問い合わせて高度専門士・専門士の称号を確認できる証明書の発行を依頼してください(高度専門士・専門士については、卒業校にお問い合わせください)。
- ③ 卒業した学科が専門課程だった場合は、次のように取り扱います。
卒業した学科がP29【表1】にあれば高等学校の指定学科
卒業した学科がP29【表1】になければ高等学校の指定学科以外 } として取り扱います。
- ①～③のどれにも該当しない
- ③に該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に
専門学校の卒業証明書（原本）を添付してください。
- ④ 次のVの項目で確認してください。

V I～IVのどれにも該当しない学校

- ① P46～47【表3】[その他]、P47～48【表4】[その他]を確認。
→卒業した学科が表の中にあれば指定学科です。
【表3】と一致すれば大学の指定学科
【表4】と一致すれば短期大学の指定学科 } として取り扱います。
- 【表3】【表4】に無かった
- ①に該当する方は、学歴を確認するために受検申請書類に
卒業証明書（原本）を添付してください。
- ② それ以前の学歴でI～IVのどれに該当するかを確認してください。